

キャッシュカード（新型当座）規定

1 【カードの利用】

(1) 新型当座勘定規定に定める当座勘定（以下単に「当座勘定」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は当該当座勘定について、次の場合に利用することができます。ただし、カードによっては利用できない場合があります。

① 当行および当行がオンライン自動入金機の共同利用による現金入金業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動入金機（自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して当座勘定に預入れる場合（当座借越金を返済する場合を含みます。以下同じ。）。

② 当行および当行がオンライン自動出金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の自動出金機（自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。）を使用して当座勘定から払戻す場合（当座借越金を借り入れる場合を含みます。以下同じ。）

③ 当行および出金提携先のうち当行がオンライン自動出金機の共同利用により振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して当座勘定から振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。

④ その他当行が定めた取引を行う場合。

(2) カードは、当行および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

2 【カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止】

(1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。

(2) カードを、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

3 【入金機による預金の預入れ】

(1) 入金機を使用して当座勘定に預入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順に従って、入金機にカードまたは入金帳を挿入し、現金を投入して操作してください。ただし、入金提携先の入金機使用の場合は、入金帳を利用できません。

(2) 入金機による預入れは、入金機の機種により当行（入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。ただし、入金提携先の入金機使用の場合は、硬貨を伴う預入れはできません。

また、1回あたりの預入れは、当行（入金連携先の入金機使用の場合は、その入金連携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

(3) 前記(1)のうちカードによる預入れ操作後に預入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は、あらかじめ当行に申し出てください。この場合、当行はご利用明細を保管するための専用通帳を

発行しますので、ご利用明細を綴り込んで保管してください。ただし、入金提携先の入金機使用の場合は、ご利用明細に預入れ金額が表示されません。

4 【出金機による預金の払戻し】

- (1) 出金機を使用して預金を払戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順に従って、出金機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、新型当座勘定規定にかかわらず払戻請求書の提出を不要とします。
- (2) 出金機による払戻しは、出金機の機種により当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内（書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 出金機による払戻しをする場合に、払戻金額と後記6の出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4) 同一日に出金機による当座勘定からの払戻し、および振込機による振込と電子記録債権等の支払等をする場合に、その合計額が払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。この場合、当行がこれらの手続きを完了するまで出金機による当座勘定からの払戻しおよび振込機による振込はできません。

5 【振込機による振込】

- (1) 振込機を使用して当座勘定から振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、新型当座勘定規定にかかわらず払戻請求書の提出を不要とします。
- (2) 振込機による振込は、振込機の機種により当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの振込は、当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込（「Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービス ATM 取引規定」による払込を含みます。）は当行が定めた金額の範囲内（書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 振込機による振込を依頼する場合に、振込金額と後記6の出金手数料金額、および後記7の振込手数料金額との合計額が、当座勘定から払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。

6 【入金手数料・出金手数料】

- (1) 入金提携先の入金機を使用して当座勘定に預入れる場合には、当行所定の入金機使用に関する手数料（以下「入金手数料」）を、当座勘定への預入れ時に新型当座勘定規定にかかわらず払戻請求書の提出なしで当該当座勘定から自動的に引落します。
- (2) 出金機または振込機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、当行および出金提携先所定の出金機・振込機使用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を、当座勘定からの払戻し時に新型当座勘定規定にかかわらず払戻請求書の提出なしで当該当座勘定から自動的に引落します。

7 【振込手数料】

振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に新型当座勘定規定にかかわらず払戻請求書の提出なしで当該当座勘定から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

8 【代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込】

- (1) 当行が認めた場合には、代理人による当座勘定への預入れ・当座勘定からの払戻しおよび振込の依頼をすることができます。その場合には、本人から代理人の氏名および暗証を当店に届出てください。この場合、当行は代理人のカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

9 【カードによる払戻し・振込金額等の通知】

カードにより払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ）、入金手数料金額、出金手数料金額および振込手数料金額は、ご利用明細に記入します。
また、窓口でカードにより取扱った場合についても同様とします。

10 【カードの喪失、届出事項の変更等】

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、後記 11 の 2、11 の 3 および 11 の 4 に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、カード喪失等の通知があった場合にも、前期(1)と同様とします。なお、この場合にもすみやかに本人から書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この場合、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、後記 11 の 2、11 の 3 および 11 の 4 に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(5) カードを再発行する場合には、本人は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

11 【暗証照合等】

(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日、同一番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。

(2) 当行がカードの電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものであるとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻しの取扱いをしたうへは、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行、出金提携先およびカード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、後記 11 の 2、11 の 3 および 11 の 4 によります。

(3) 当行国内本支店の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いしましたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カード及び暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任についてはこの限りではありません。

11の2 【偽造カード等による払戻し等】

偽造カードまたは変造カードによる出金機または振込機を使用した払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11の3 【盗難カードによる払戻し等】

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機または振込機による払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記(1)の申出がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この規定において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があるこ

とを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするもの
とします。

(3) 前記(1)、(2)は、前期(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた
日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を不正使用され生じた出金機または振
込機による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用
されないものとしてします。

(4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補て
ん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに
該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家
事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの
説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあ
った場合

11の4 【預金契約にもとづき行う借入れの場合の準用】

(1) 前記11の2および11の3は、本人が、当行との間において締結した預金契約にもとづき行う、
出金機または振込機による金銭の借入れに適用します。この場合、前期11の3(2)の適用にお
いては、前期11の3(1)各号に該当することを条件として、当行へ通知が行われた日の30日（た
だし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、
30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた当該借入
れ（手数料や利息を含みます。）について、当行はその支払いを請求しないものとしてします。た
だし、当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失
があることを当行が証明した場合には、当行が支払いを求めることができない金額は、当該借
入れに係る額の4分の3に相当する金額とします。

(2) 前記11の3(3)の場合、または前記11の3(4)各号のいずれかに該当することを当行が証明し
た場合には、前期(1)の規定は適用しないものとしてします。

(3) 前記11の2、11の3および11の4は当行と当座勘定契約を締結する個人で、名義の如何にか
かわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

12 【入金機・出金機・振込機故障時等の取扱い】

(1) 停電、故障等により入金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行国内
本支店の窓口でカードにより当座勘定に預入れることができます。なお、入金提携先の窓口で
は、この取扱いはしません。

- (2) 停電、故障時により出金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が出金機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより当座勘定から払戻すことができます。なお、出金機提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、新型当座勘定規定にかかわらず、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、前期(2)、(3)によるほか、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

13 【入金機・出金機・振込機の誤入力等】 入金機・出金機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当行、入金提携先、出金提携先およびカード振込提携先は責任を負いません。

14 【解約、カードの利用停止等】

- (1) 当座勘定取引を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、新型当座勘定規定により、当座勘定が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
 - ① 前記2(2)に違反した場合
 - ② カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

14の2 【カード利用有効期限等】

- (1) 当行は、カードの有効期限を定めることができるものとします。カードの有効期限までに前記14に定める預金口座の解約およびカードの利用停止等がない場合には、有効期限を更新した新たなカードを発行します。この場合、当行所定のカード発行手数料を支払うものとします。
- (2) カード発行手数料は新型当座勘定規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、カードの発行された当該当座勘定から自動的に引落とし、支払われたカード発行手数料は理由の如何を問わず返還しません。カード発行手数料の引落としができないときは、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行の請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) カードの有効期限およびカード発行手数料を定め、またこれを変更する場合には後記16に定める方法により行います。

15 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については、新型当座勘定規定、当座勘定借越約定書、振込規定その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。なお、カード振込提携先

の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

16 【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(附則)

1 【窓口におけるカードの利用による払戻し】

カードは、当行国内本支店の窓口にて当座勘定から払戻す場合にも利用するものとします。

2 【窓口における払戻し】

- (1) 新型当座勘定規定にかかわらず、当行国内本支店の窓口にて当座勘定から払戻す場合には、当行所定の払戻請求書に記名押印(本人が当座勘定の取引に使用する印鑑として届出ているものによる押印に限ります。以下同じ)のうえ提出するとともに、当行所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。
- (2) 前記(1)の払戻しの手続に加え、当該当座勘定からの払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
- (3) 当行が、前記(1)の手続において、払戻請求書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め、かつ、端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して取扱いましたうえは、その書類、印章、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードによるものである場合の当行の責任については、本規定 11 の 2 及び 11 の 3 が準用されるものとします。

以上

(2023年10月2日現在)